⑵　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。） ①　当連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 ②　収益を理解するための基礎となる情報 ③　当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報 ①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。	［加える。］
⑵・⑶　［略］	⑵・⑶　［同左］
［３～５　略］	［３～５　同左］
⑶　（保険持株会社及びその子会社等―連結包括利益計算書）	⑶　（保険持株会社及びその子会社等―連結包括利益計算書）
［表略］	［同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
［１～５　略］	［１～５　同左］
〔「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕	〔「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕
⑷　（生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書）	⑷　（生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書）
［表略］	［同左］
⑸　（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書）	⑸　（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書）
［表略］	［同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
１　［略］	１　［同左］
２　次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。	２　［同左］
⑴　［略］	⑴　［同左］
⑵　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。） ①　当連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 ②　収益を理解するための基礎となる情報 ③　当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報 ①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。	［加える。］
⑶・⑷　［略］	⑵・⑶　［同左］
［３～８　略］	［３～８　同左］
４　［略］	４　［同左］